

## 国保からの お知らせ

# 75歳到達月の自己負担限度額の特例について

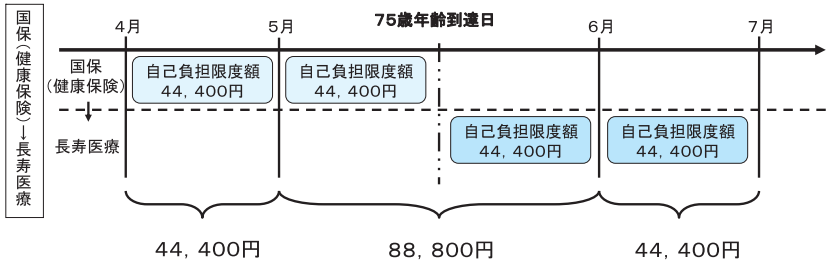
国保被保険者（加入者）が75歳に達すると後期高齢者医療制度へ移行することになり、移行することによって負担増にならないように改正がなされました。

一部負担金等の割合の判定基準や高額療養費の支給要件など見直しがされました。

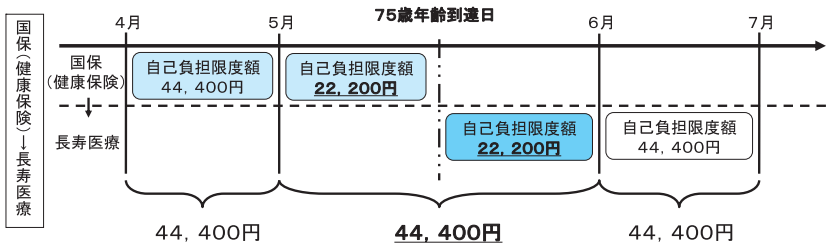
○75歳誕生日前の保険（国保）と誕生日後の保険（後期高齢者医療制度）における75歳到達者の自己負担限度額の特例が創設され、75歳到達者個人単位で現行の自己負担限度額をそれぞれ本来額の2分の1にした額とする。

○被用者保険の被保険者が75歳到達で後期高齢者へ移行したことにより、その被扶養者が国保に加入した場合も国保における自己負担限度額は、被扶養者個人単位で現行の自己負担限度額をそれぞれ本来額の2分の1とした額とする。

【改正前】（具体例）自己負担限度額の区分が一般の場合



【改正後】



※ 被用者保険本人が長寿医療に移行したことにより、その被扶養者が国保に移行する場合も、同様の措置を講ずる。

平成21年1月1日施行

## 国民年金前納割引制度

国民年金の保険料は、お支払い方法によっておトクな割引料金が設定されています。

### 口座振替

### 前納 1年度分

国民年金保険料の納付方法には、金融機関・コンビニでの現金納付のほかに、口座振替があります。口座振替で1年度分の保険料を前納すると**最大の割引**（平成20年度の割引額は3,620円）になりますので、ぜひご利用ください。引落日は**4月30日（木）**となります。

お早めにお申し込みください

口座振替前納（1年・6か月）のお申し込みは

**2月末日まで**

※口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。

※金融機関届出印の相違や、口座氏名等の相違によりご登録が遅れた場合は、手続きが間に合わない場合がありますので、申込用紙にご記入の際は、届出印と口座氏名のご確認をお願いいたします。

※引落方法は1年度分前納のほかにも次の種類があります。

- ・6か月分の前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）
- ・毎月（早割）※納付期限よりも1か月早く口座振替
- ・毎月（割引なし）

### お申し込み先

口座をお持ちの**金融機関・郵便局**  
または**社会保険事務所**まで

○問合せ 国保年金課 国保年金グループ（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111 FAX0299-55-0110



# お知らせ

## ワイド版



### 放課後児童クラブ・降園後保育・利用者募集

小学校放課後や幼稚園降園後に保育が困難な状況にある家庭の児童を対象に、保護者に代わって子どもの預かり保育をする事業です

社会福祉課(玉造庁舎) ☎0299(55)0111  
子育て支援センター ☎0299(55)0130

**対象者** 市内小学校・幼稚園に通学・通園する1〜6年生と幼稚園児のうち、保護者又はそれに代わる方が全員就労しており、常時留守となる家庭や介護、病気などで子どもを見るのが困難な家庭など。また保護者が病気や事故等で緊急を要するときにも利用することができます。

**開催場所**

【放課後児童クラブ】小学生対象 11ヶ所

旧羽生幼稚園・旧現原幼稚園・旧玉川幼稚園・旧玉造幼稚園・手賀学習センター・麻生小学校・太田地区館・津澄小学校・小高小学校(21年度新規)、要小学校(21年度新規)・武田小学校(21年度新規)

【降園後保育】幼稚園児対象 3ヶ所

麻生幼稚園、北浦幼稚園、玉造幼稚園  
※太田幼稚園は太田地区館で合同開催となります。※土曜日は1ヶ所(旧玉造幼稚園)での実施となります。

**開催時間**(預かり時間)

小学校・幼稚園のある日・・・放課後・降園後〜午後6時

長期休業中や振替休業日などの1日保育時・・・午前8時〜午後6時

**休業日**

日曜日・祝日・お盆休み(8月12日〜16日)・年末年始(12月28日〜1月4日)・大雪や台風で学校等が休みの日・その他、開催場所の都合がつかないとき

**利用料金**

1か月10日以上利用	月額3,000円
8月のみ放課後児童クラブ	5,000円
降園後保育	10,000円
9日までの利用	利用日数×3000円
8月のみ放課後児童クラブ	5000円
降園後保育	1,0000円

**申込方法**

市役所玉造庁舎社会福祉課又は麻生庁舎・北浦庁舎総合窓口で申込用紙を受け取り必要事項を記入の上、各窓口へ提出してください。その後記入内容について審査し、結果を通知いたします。認め印が必要です。

**申込期間** 平成21年2月9日(月)〜2月27日(金)の午前8時30分〜午後5時30分(土日祝日は除く)

ただし、玉造庁舎については毎週水曜日に午後7時まで受付を行います。

### 指導員を募集します!

**募集内容** 放課後児童クラブ・降園後保育の指導員・補助指導員

**応募資格** 元気があり子どもの健全育成に熱意がある方 年齢18歳以上(高校生は不可)

**指導内容** 子どもたちに対する遊びを中心とした生活の指導・保育

**勤務日数** 平成21年4月1日から週3〜5日程度

**勤務時間** 学校・幼稚園のある日(放課後〜午後6時)

夏・冬・春休みや土曜日などの1日保育時(午前7時45分〜午後6時(半日の場合あり))

**時給** 保育士・教員免許等の資格のある方 930円 資格のない方 750円

**募集人員** 20名程度

**申込方法** 社会福祉課(玉造庁舎)へ電話等でご連絡ください。後日面接及びキャリアバンク登録を行い、採用を決定します。なお面接時に履歴書が必要となります。

**申込期間** 2月4日(水)〜2月27日(金)

2月4日(水)〜2月27日(金)

# 下水道への接続工事に対して補助金が交付されます

供用開始3年以内に下水道接続工事（排水設備工事）を実施する方に対して工事費の一部を補助することになりました

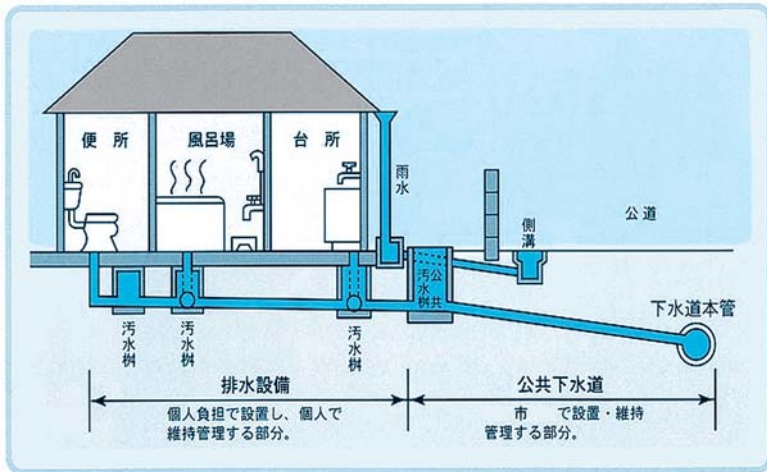
下水道課（玉造庁舎） ☎ 02999-5510111

## 公共下水道排水設備工事資金助成

公共下水道が、供用開始された地域のみなさんは各家庭からの生活雑排水を公共下水道に流すために排水設備の工事をしなければなりません。

### 排水設備とは？

台所、風呂、水洗トイレなどの汚水を公共ますに流すために設置する排水管、汚水ます等のことです。



（雨水は既設の側溝や水路に流すことになり、汚水管には流入できません（分流式下水道））

### 助成要件

- 助成対象は、供用開始から3年以内に改造工事（新築は除かれます）をしようとする方で、次のすべてに該当する方です。（ただし、官公署、法人、その他事業所は対象外となります。）
- ① 市税・下水道受益者分担金（負担金）及び下水道使用料を滞納してない方
  - ② 建築物の所有者または改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た方
  - ③ 独立の生計を営む保証人を有する方（利子補給を申請する場合のみ）

### 助成内容（どちらか一方の助成となります）

- 1 補助金の交付  
1世帯の工事につき4万円
- 2 利子補給  
融資あつせんにより金融機関から融資を受けた方に対し、市が利子補給します。（融資限度額）1世帯につき50万円以内 償還期間60ヶ月以内

### 助成の手続き

助成を希望される方は、工事に着手する前に「排水設備工事資金助成申請書」に必要書類を添付して下水道課へ申請してください。

### 添付書類

- ① 排水設備等計画確認申請書
- ② 市税納税証明書
- ③ 印鑑登録証明書（融資あつせん希望者のみ）
- ④ 連帯保証人の市税納税証明書及び印鑑登録証明書（融資あつせん希望者のみ）

### 下水道事業受益者分担に関する条例施行規則を一部改正しました

特定環境公共下水道事業の受益者分担金を、一括で納入した場合の一括納付報奨金交付率を次のとおり改正しました。

### 改正前

納期前に納付した納期数に応じて2%～20%の報奨金を交付

### 改正後

初年度第1期納期限内に納めた場合に10%の報奨金を交付

市では、生活環境の向上と霞ヶ浦や流入河川の水質保全を目的として公共下水道の整備を進めています。現在、供用開始している地域の水洗化率は49.7%です。水洗化向上を図るために、助成規則を一部改正し、供用開始3年以内に下水道接続工事（排水設備工事）を実施する方に対して工事費の一部を補助することになりました。（平成20年4月1日以降工事を行った方が対象となります。）

生活環境の向上と霞ヶ浦の水質浄化のために、一日でも早い接続をお願いします。



# 4月1日からごみ袋の色が変わります！

## 色が変わります！

環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111



市指定ごみ袋は、平成21年4月1日から「青色」に変更となります。現在使用しているごみ袋「緑色」は、平成21年3月31日をもって使用できなくなり、4月1日から集積所へ出せませんので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

○現行ごみ袋（緑色）の使用期限は、平成21年3月31日までとなります。

○新旧ごみ袋の交換方法について

◆平成20年9月末までに購入したごみ袋（赤のシール無し）は、次のように交換します。

（例）旧ごみ袋（大）3袋 と 新ごみ袋（大）2袋  
 旧ごみ袋（大）5袋 と 新ごみ袋（大）3袋

◆平成20年10月1日から購入したごみ袋（赤のシール有り）は、同数の新ごみ袋と交換します。

※1袋（10枚入）から交換します。また、旧ごみ袋（中）・旧ごみ袋（有害）も同様に交換します。

○新ごみ袋について  
 新ごみ袋販売及び使用開始 平成21年3月1日

## ごみ処理手数料が変更になります

平成21年4月1日から、家庭からでるごみを美化センターに持ち込んだ場合に、納めて頂くごみ処理手数料が変更になります。今回の変更は、ごみの減量化のさらなる推進とごみ処理に要する経費を適正に負担して頂くために行うものですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 現行

搬入車1台につき200kgまで無料、  
超過分は10kgにつき50円

### 4月1日から

搬入車1台につき50kgまで無料  
超過分は10kgにつき100円

## 祝日のごみ収集について

2月11日（水・建国記念の日）北浦地区の燃えるごみの収集を実施します。

※集積所へは、朝8時までに出してください

※燃えるごみ以外は収集しませんので集積所へは出さないでください。※環境美化センターは休業日ですので、一般ごみの受け入れは行いません。

### 【問合せ】

環境課（北浦庁舎）

☎0291-35-2111

環境美化センター

☎0299-72-1853

### ◇交換期間及び場所

交換期間	場 所	時 間	備考
3月1日～ 3月31日	総合窓口課（玉造庁舎） 総合窓口（麻生庁舎） 環 境 課（北浦庁舎）	午前8時30分 ～ 午後5時30分	土日祝祭 日を除く
4月1日～ 4月30日	環 境 課 （北浦庁舎）		

## 農業委員会委員選挙人名簿への登載確認ができます

平成21年は、農業委員選挙の年です。

農業委員会委員選挙人名簿への登載については、農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定に基づいて市農業委員会経由で申請していただいております。市選挙管理委員会には、その選挙資格を調査して名簿の調製をしておりますが、この名簿に登載されていなければ選挙権の行使ができません。

左記によって農業委員会委員選挙人名簿の縦覧ができますので、名簿への登録漏れ又は誤った登録がある場合は、縦覧期間中に限って異議を申し出ることができます。期限を過ぎると受け付けられません。

### 期 間

平成21年2月23日（月）～平成21年3月9日（月）

### 場 所

行方市選挙管理委員会（麻生庁舎 総務課内）

※異議については、選挙人本人（世帯員は代表者で可）による文書での申出が必要となります。

### 問 合 せ

行方市選挙管理委員会（麻生庁舎 総務課内）

☎ 0299-72-10811

（内線212・219）